

一定の農事組合法人に係る  
事業税の課税標準の算定について



平成31年3月  
埼玉県・県税事務所

地方税法第72条の4第3項の規定により、一定の農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされています。

埼玉県では、その具体的な取扱いについて以下のとおり定めましたので事業税の申告納付の際は、必要書類等の提出に御協力ください。

## 1 概要

### (1) 農業が非課税となる農事組合法人について

農業が非課税となるかどうかの具体的な判定は、別記様式第1号「農業が非課税となる農事組合法人の判定表」によってください。全ての要件を満たした農事組合法人が行う農業について、事業税が非課税となります。

### (2) 非課税となる農業の範囲

① 日本標準産業分類の「大分類A－農業，林業」の「中分類01－農業」の「011－耕種農業」及び「012－畜産農業」のうち「0126－養蚕農業」

② 上記①の事業に付帯すると認められる事業で①の事業収入の2分の1以下であるもの

なお、上記②の判定は、別記様式第4号「農事組合法人の非課税所得等の判定表」によってください。

### (3) 課税標準となる所得金額の算定方法について

① 非課税となる農業とそれ以外の事業（課税となる事業）を区分経理している場合は、その区分して計算した金額が事業税の課税標準となる所得金額になります。

この場合は、別記様式第2号「農業等に係る所得区分計算書」を御提出ください。  
また、記載方法は「4 別記様式第2号の記載方法」を参照してください。

② 区分計算が困難な場合は、総所得金額等をそれぞれの事業に係る収入金額によって按分して計算した金額が事業税の課税標準となる所得金額になります。

この場合は、別記様式第3号「農業に係る所得按分計算書」を御提出ください。  
また、記載方法は「5 別記様式第3号の記載方法」を参照してください。

### (4) 法人事業税の税率について

地方税法第72条の24の7第5項第1号に掲げる農事組合法人（農業の経営等（農業協同組合法第72条の10第1項第2号）の事業を行う農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）に該当する場合は、特別法人として申告してください。

## 2 確定申告書とともに御提出いただく書類

(農業が非課税と判定された農事組合法人に限ります。)

区分経理あり(1(3)①の場合)・区分経理なし(1(3)②の場合)に応じて、  
下表の書類を、確定申告書(地方税法施行規則第6号様式)とともに御提出ください。

提出書類の種類/提出区分	区分 経理 あり	区分 経理 なし
「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)	○	○
「農業が非課税となる農事組合法人の判定表」(別記様式第1号)	○	○
「農業等に係る所得区分計算書」(別記様式第2号)	○	×
「農業に係る所得按分計算書」(別記様式第3号)	×	○
「農事組合法人の非課税所得等の判定表」(別記様式第4号)	○	○
その事業年度の「貸借対照表」「損益計算書」「雑収入及び雑損失の内訳書」	○	○
その事業年度に係る「所得の金額に関する計算書」(法人税法施行規則別表4)	○	○
「欠損金額等及び災害損失金の控除明細書」(地方税法施行規則第6号様式別表9) ※欠損金額等が生じた事業年度、または、過去の事業年度に生じた欠損金額を控除する場合に提出してください。なお、欠損金額は「事業税の欠損金額」となります。	△	△

※上記書類のほか、県税事務所から別途、販売費・一般管理費の明細書など他の書類の御提出をお願いすることがあります。

## 3 別記様式第1号の記載方法について

別記様式第1号は、農業が非課税となる農事組合法人に該当するかどうかを判断するために使用します。

<平成28年4月1日以後に開始する事業年度>

### (1) 事業要件について

この欄には、貴法人の行っている事業内容を記載してください。

要件を満たすためには、当該農事組合法人の主たる事業が、農業及びこれに付随する事業であること(その行う農業付随事業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工等、農業と併せて行う「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」を含む。)が必要です。【農地法第2条第3項第1号】

要件を満たしているかを確認し、「満たしている」・「満たしていない」を○で囲ってください。

### (2) 出資口数割合の基準について

地方税法第72条の4第3項の規定により、農民(農業協同組合法第72条の13第

1 項第 1 号) 以外の組合員の出資口数割合が以下の基準を満たしていなければなりません。

**【地方税法施行令第 17 条第 1 項】**

①～④の者の出資口数の合計が出資口数の総額の 2 分の 1 以下であり、かつ、②から④までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の 4 分の 1 以下のものであること  
(出資口数割合の基準)

① 農業協同組合法第 7 2 条の 1 3 第 1 項第 2 号の組合員 (組合)

② 同項第 4 号の組合員 (当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等)

③ ② (法人である場合に限る。) の代表者又は代理人、使用人その他の従業者である組合員

④ ③以外の者で、②から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している組合員  
基準を満たしているかを確認し、「満たしている」・「満たしていない」を○で囲ってください。

**(3) 経営責任者要件について**

要件に該当するためには、農事組合法人の常時従事者 (その法人の行う農業に原則として年 150 日以上従事する者 (農地法施行規則第 9 条)) たる組合員が、理事の数の過半を占め、かつ、常時従事者である理事又は農地法施行規則第 7 条に定める使用人のうち 1 名以上が、当該農事組合法人が行う農業に必要な農作業に一定日数 (原則として 60 日 (農地法施行規則第 8 条)) 以上従事すると認められるものであることが必要です。**【農地法第 2 条第 3 項第 3 号、第 4 号】**

要件を満たしているかを確認し、「満たしている」・「満たしていない」を○で囲ってください。

**<平成 28 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度>**

**(1) 事業要件について**

この欄には、貴法人の行っている事業内容を記載してください。

要件を満たすためには、当該農事組合法人の主たる事業が、農業及びこれに付随する事業であること (その行う農業付随事業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工等、農業と併せて行う「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」を含む。) が必要です。**【農地法第 2 条第 3 項第 1 号】**

要件を満たしているかを確認し、「満たしている」・「満たしていない」を○で囲ってください。

**(2) 構成員要件について**

当該農事組合法人の組合員は、全員がアからクまでのいずれかに該当しなければなりません。**【農地法第 2 条第 3 項第 2 号】**

アからクまでのいずれかに該当するかを確認し、「該当する」・「該当しない」を○で囲ってください。

(3) 経営責任者要件について

要件に該当するためには、農事組合法人の常時従事者（その法人の行う農業に原則として年150日以上従事する者（農地法施行規則第9条））たる構成員が理事の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事の過半数の者が、当該農事組合法人が行う農業に必要な農作業に一定日数（原則として60日（農地法施行規則第8条））以上従事すると認められるものであることが必要です。【農地法第2条第3項第3号】

アからウまでの人数を記載し、イ／ア及びウ／イの計算をして、※記載の要件を満たしているか確認してください。

4 別記様式第2号の記載方法について

別記様式第2号は、非課税となる農業に係る所得とそれ以外の所得について、法人が区分経理している場合に使用します。

(1) 非課税所得判定表により判定が0.5以下の場合

ア 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺します。

イ 収入

耕種農業に係る収入及び農業に付随する収入は、非課税事業へ記載します。

ウ 経費

(ア) 費用については、損益計算書の勘定科目に従い、耕種農業に係る費用及び農業に付随する費用は、非課税事業へ記載します。

(イ) 農業経営基盤強化準備金繰入額は、12欄の特別損失の非課税事業へ記載します。

(ウ) 特別損失は、農業用は非課税事業、農業以外は課税事業へ記載します。

エ 法人税申告書別表4の加算、減算

(ア) 法人税から控除される所得税（復興特別所得税を含む）、損金の額に算入した道府県民税利子割については、17欄に記載します。

(イ) 損金の額に算入した法人税（復興特別法人税を含む）、損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税、損金の額に算入した納税充当金については、18欄その他の加算欄に記載します。

(ウ) 納税充当金から支出した事業税については、19欄に記載します。

オ 法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の「差引計」欄と一致します。

(2) 非課税所得判定表により判定が0.5を超えている場合

ア 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺し、差額が生じた場合は、その差額を特別損益の欄に記載します。

イ 非課税事業、課税事業の配分に使用する按分計算は、按分率[A]によってください。  
なお、按分率[A]は、小数点以下第8位まで求めた数値（9位以下切り捨て）として  
ください。

#### ウ 収入

##### （ア） 耕種農業に係る収入

農業に関連する交付金等収入のうち、農産物を生産・販売することによって実現する収入については、耕種農業に準ずる非課税収入ですので、損益計算書において、営業外収益、又は特別利益に計上している場合は、売上高「耕種農業に係る収入」欄に計上します。

##### （イ） その他事業に係る収入

上記耕種農業に係る収入以外の収入になります。

#### エ 経費

（ア）費用については、損益計算書の勘定科目に従い、区分できる費用については、非課税事業（例：耕種農業専用の農機具・肥料）又は課税事業別に記載します。

このとき、区分した費用の明細が分かる書類を添付してください。

（イ）区分困難な費用は、イにより算出した按分率[A]を適用し、まず非課税事業より算出し、1円未満の端数は切り上げてください。課税事業は総額から非課税事業を差し引いて算出してください。

#### オ 法人税申告書別表4の加算、減算

（ア）区分できる額については、計算の明細が分かる書類を添付してください。

また、区分できない額については、按分率[A]により算出します。

（イ）法人税から控除される所得税（復興特別所得税を含む）、損金の額に算入した道府県民税利子割については、29欄に記載します。

（ウ）損金の額に算入した法人税（復興特別法人税を含む）、損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税、損金の額に算入した納税充当金については、30欄その他の加算欄に記載します。

（エ）納税充当金から支出した事業税については、31欄に記載します。

カ 法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の「差引計」欄と一致します。

## 5 別記様式第3号の記載方法について

別記様式第3号は、非課税となる農業に係る所得とそれ以外の所得の区分計算が行わ

れないため、収入金額により総所得額を按分し、課税所得を算出するために使用します。

(1) 按分割合の算定について

ア 「A 非課税となる農業の収入」について

(ア) 耕種農業に係る収入金額を記載します。

(イ) 農業に関連する交付金等収入のうち、農産物を生産・販売することによって実現する収入については、耕種農業に準ずる非課税収入ですので、損益計算書において、営業外収益、又は特別利益に計上している場合は、A欄に記載してください。

(ウ) 別記様式第4号の⑤判定割合が0.5以下の場合の「B 農業に付随する事業に係る収入」については、別記様式第3号の「A 非課税となる農業に係る収入」に含めて差し支えありません。

イ 「B 非課税となる農業以外の事業に係る収入」について

その事業年度の収入金額のうち、「A 非課税となる農業に係る収入」以外の収入金額を記載します。

ウ 按分割合について

非課税所得の按分割合を、①／(①+②)で算出しますが、④では端数処理を行わず、⑩欄を計算する際に端数処理を行ってください。

(2) 按分の基礎となる所得について

ア ⑤欄には、法人の総所得金額となる金額(第6号様式別表5の「仮計」欄又は法人税の申告書別表4の「合計」欄の金額)を記載します。

イ 土地等の譲渡益又は譲渡損がある場合には、農業に係る収入とはいえなため、⑥欄に記入し按分計算の基礎とする法人の総所得金額から除外します。

なお「土地等」とは、土地、地上権、賃借権等で建物は含みません。

ウ ⑦及び⑧についても、イと同様の趣旨から加減算し法人の総所得金額から除外します。

エ ⑤～⑧欄を差引し、按分の基礎となる所得金額(課税基礎所得金額⑨欄)を算出します。

(3) 事業税の課税標準となる所得について

ア ⑨欄の金額に④欄の按分割合を乗じて、⑩欄の非課税となる所得を算定します。算定の際、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げてください。

イ ⑤欄の金額から⑩欄の金額を差引き、事業税の課税標準となる所得とします。

ウ なお、前事業年度以前から繰り越された事業税の繰越欠損金がある場合には、⑪欄の金額から控除します。